十三　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

十四～十七　（略）

2・3　（略）

4　東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

5～9　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　管制情報処理システムによる航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

六～九　（略）

3　（略）

十三　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

十四～十七　（略）

2・3　（略）

4　東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

5～9　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　航空交通情報システムによる航空通信の実施並びに航空交通情報システム施設に関する工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

六～九　（略）

3　（略）

4　新千歳空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

5～13　（略）

14　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

15～27　（略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　（略）

2　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

六　（略）

4　新千歳空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

5～13　（略）

14　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

15～27　（略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　（略）

2　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　航空交通情報システムによる国内航空通信の実施並びに航空交通情報システム施設に関する工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

六　（略）